

建築物バリアフリー法令等 Q&A

令和4年12月更新

NO.	施行令[共通条文] (条例)	法令等項目 [共通項目]	キーワード	質疑	回答	No. (旧Q&A)
1			複合用途	複合建築物の場合、基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模の算定については、用途毎の規模で判断するが、政令5条、条例別表第1における同一の号の用途は、合計するのかが。 (例)テナントビルで理髪店とクリーニング取次店の床面積の合計が200㎡以上の場合には、特別特定建築物に該当するのかが	用途が同一である特別特定建築物ごとに床面積を合計し、規模を算定する。 (例)理髪店、クリーニング取次店がそれぞれ200㎡未満であれば特別特定建築物に該当しない。 なお、埼玉県福祉のまちづくり条例では、同系列の用途については、床面積を合計して特定生活関連施設に該当するかどうかを判断するので、注意が必要である。 【参考】逐条解説P.39(2021年版)	Q1-3 A1-3
2	令5条	特別特定建築物	集会所	地域住民のための集会所はバリアフリー条例の対象か	地域住民の利用を主目的とする集会所(延べ面積が200平方メートル未満のもの)については、建築基準法の集会場としては取り扱わないため、バリアフリー条例の対象とならない ただし、埼玉県福祉のまちづくり条例に定める特定生活関連施設には該当する	12
3			教会、神社	教会、寺院、神社は集会場に該当するか。	該当しない。建築基準法の取扱いと同様である。	Q1-7 A1-7
4			派出所	派出所は特別特定建築物に該当するか	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署に該当し、特別特定建築物である。	Q1-8 A1-8
5	令5条 (条例2条)	特別特定建築物に追加する特定建築物	学童保育施設	学童保育施設はバリアフリー条例の対象か	児童福祉法第7条及び第40条に定める児童厚生施設に該当する場合を除き、対象とならない	11
6	令9条 (条例3条)	特別特定建築物の建築の規模	ガソリンスタンド (用途判断・床面積)	ガソリンスタンドはどの用途に該当するか、又キャンピ一部分の床面積を含めて特別特定建築物の規模の算定をするか	ガソリンスタンドは建築基準法の取扱いと同様に物品販売業を営む店舗に該当し、キャンピ一部分の床面積も含めて規模を算定する。	Q1-4 A1-4
7			附属駐車場	条例第3条第2項の床面積の緩和は、別表第1第4項第5号の「自動車の停留又は駐車のための施設」に適用できるか。	特別特定建築物に附属する駐車場等のみが適用できる。	Q1-9 A1-9
8	令11条 [令12条]		点状ブロック等	階段の踊り場の点状ブロック等は、H18国土交通省告示第1497号第2により連続手すりを設置することで除外できるが、各階の中間にある踊り場のみではなく、各階のレベルも踊り場と捉え、点状ブロック等の敷設を免除することが可能か。	廊下と連続し一体的な空間を構成する階段(踊り場)の部分は「廊下等」にも含まれるので、視覚障害者の転落の恐れがある場合は、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、常時閉鎖扉等で区画された階段室などで、視覚障害者が誤侵入する恐れがなく、連続した手すりが有効に設けられている場合は、点状ブロック等は不要とすることができる。(H18告示第1497号第2に該当)。 なお、階段の踊り場とは、階段の途中で平らになっている部分で、階段の方向を変えたり避難・休息などのために設けられるものであり、階と階の中間にある部分に限らず、各階レベルに設けられた平らな部分も踊り場である。	Q2-2 A2-2
9	令11条 [令12.13.21条]	廊下等 [階段] [傾斜路] [敷地内の通路] [案内設備までの経路]		点状ブロック等の敷設幅の目安はあるか？階段や傾斜路の全幅に敷設するのかが。	危険を警告するために、段や傾斜路の上端に敷設するものであり、全幅とする。ただし、既製品ブロック(タイル)を使用する場合などの割付上、両端部15cm程度の空きは可とする。 【参考】設計標準 P2-93(令和3年3月版)	Q2-1 A2-1
10	令11条 [令12.13.16.21条]		容易に識別できるもの	傾斜路や階段の段鼻、視覚障害者用誘導ブロック等の識別しやすい色について基準はあるか。	明度差5度、輝度比2.0以上が望ましい。なお、視覚障害者用誘導ブロックは黄色を原則とする。 【参考】設計標準P2-267~268(令和3年3月版) 福まちガイドブックP2-2(令和3年7月版)	Q2-3 A2-3

11			手すり (共同住宅)	県条例第5条について、手引きでは「屋外避難階段～は該当しません」とあるが、共同住宅の屋外避難階段は、該当しないものと考えてよいか。	通常、共同住宅の屋外階段は、多数のものが頻繁に階段を使用(少フロア間の移動)すると考えられるため、条例第5条に該当し、両側に手すりが必要である。	Q2-17 A2-17
12	令12条 (条例5条)	階段	手すり	階段の手すりは、設計標準等によれば、高さ75～85cm程度が適切な高さとして見なさない。また、バリアフリー法や条例においては手すりの高さについて特に規定されていない。共同住宅の屋外階段などに設けられる転落防止の目的を兼ねた高さ100cm程度の笠木は手すりとは見なせるか。	階段側壁や、その上部に取り付けた笠木は、握れないので高さにかかわらず手すりとは見なさない。 また、バリアフリー法に定める手すりの機能を果たすための手すりの高さは75～85cm程度を標準とする。 【参考】設計標準P2-90(令和3年3月版)	Q2-4 A2-4
13			踊り場	踊り場とはなにか。	階段の踊り場とは、階段の途中で平らになっている部分で、階段の方向を変えたり避難・休息などのために設けられるものであり、階と階の間にある部分に限らず、各階レベルに設けられた平らな部分も踊り場である。	-
14			床面積	増築の場合、条例第6条及び第7条に規定する床面積の合計に、既存部分の床面積を含めるのか。	条例第8条第1項により当該増築等に係る部分の床面積の合計となる。既存部分の床面積は含まない。	Q1-1 A1-1
15			便所	便所が既存部分のみにある場合、当該便所は第8条第三号に掲げる便所として整備対象となるのか	対象となる	8
16	令12,14,18条 (条例8条)	増築等に関する 適用範囲	便所	同一敷地内に利用居室を有する別棟を増築する場合、既存建物内の車椅子利用者用便所を条例第8条第三号に掲げる便所としてよいか	よい ただし、政令第18条第1項第2号に基づき、利用居室から当該車椅子利用者用便所に至る経路を移動等円滑化経路とすることを要する なお、増築部分に車いす利用者用便所を設けた場合は、増築内のみで移動等円滑化経路とすれば足りる	9
17			小規模な別棟増築	学校敷地内に小規模な倉庫又は自転車駐輪場を別棟で建築する場合、当該増築部分は、バリアフリー条例の対象か	規模にかかわらず、多数の者の利用する施設を建築する場合はバリアフリー条例の対象となる	10
18	令13条	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	傾斜路	階段に併設する傾斜路とはどのようなものが該当するのか	階段及び傾斜路が、同一の室(玄関等)に接続されており、車いす使用者が円滑に移動できる計画であれば、階段と傾斜路が隣り合って配置されなくともよい。	Q2-12 A2-12
19			車椅子利用者便所 (共同住宅)	多数の者が利用する便所を設けた場合には車椅子利用者用便所の設置が必要か	必要である	3
20	令14条		車椅子利用者便所	保育所や幼稚園において車いす使用者である幼児が幼児用便所を利用するという場合、幼児用の車椅子利用者用便所の整備が必要か。	一般の車椅子利用者用便所を1以上設ければよい。 法文上、幼児など個々の利用者に対応した整備が必要とは読めない。実際の障害の程度に応じた使い勝手については、個々の施設の方針に沿って別途整備をすればよい。	Q2-6 A2-6
21	令14条 [令15条]	便所	車椅子利用者便所	車椅子利用者用便所の大きさの基準はあるか。	車椅子を使用している者が円滑に利用できる便所の大きさは、自力で車椅子から便器へ移動できない要介護者の利用を助成し2.0m×2.0mを標準とする。 ただし、主として高齢者、障害者等が利用する建築物を除き、床面積の合計が500㎡以下の建築物については、最小限の基準として「小規模施設における車いす利用者用便所」の基準(※)を採用することができる。 また、既存の便所の改修など構造上やむを得ない場合には、「簡易型機能を備えた専用便所」(設計標準P2-144～146(令和3年3月版))とすることができる。 ※「小規模施設における車いす利用者用便所について」 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/kenttikuhudousann/sonotakenntikubutunikakaruhoureitou/02zyourei/saitamakennhukusinomatidukurizyourei/hukusinomatidukurinikannsurukoto.html 彩の国人にやさしい建物づくり連絡協議会(当事者(車椅子利用者)や専門メーカー(OTTO棟のUD研究所)の協力の元に、障害者団体、医療関係者(理学療法士)等で構成する研究会において一定の基準を導き出した。)	Q2-5 A2-5

22	令15条 [16,18条]	ホテル又は旅館の客室 [敷地内の通路] [移動等円滑化経路]	段	段を設けないことの規定があるが、具体的な基準はあるか。	車椅子使用者の通行を妨げるような、段を設けないこと。なお、①、②については、「通行上支障のない段」として取り扱います。 ①「屋外に面する出入口等(玄関、上がり框)や浴室の出入口で、雨水、埃等が侵入しないよう生じた段」については、高低差2cm以下で面取り等の配慮をしたものは通行上支障のないものと考えられます。(参照:「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計 標準2021年3月版【P2-177 客室<浴室等の戸の前後の高低差の解消>】」) 又、建築物内部においては、原則段を設けないこととし、やむを得ない場合は、高低差1cm程度で面取り等の配慮をしたものは通行上支障がないものと考えます。 ②「敷地内通路の段」については、高低差2cm以下で面取り等の配慮をしたものは通行上支障のないものと考えられます。(参照:「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計 標準2021年3月版【P2-47 敷地内の通路<段差解消の例>】」)	Q2-7 A2-7
23	令16条	敷地内の通路	適用範囲	「不特定多数の者が利用する」「主として高齢者、障害者等が利用する」「多数の者が利用する」敷地内の通路がどこになるかについての判断基準はあるか。	敷地内に複数の「不特定多数の者が利用する」「主として高齢者、障害者等が利用する」「多数の者が利用する」通路がある場合には、その全てについて政令16条を満足させる必要があるが、政令18条の移動等円滑化経路については、そのうちの一つを満足させればよい。	Q2-9 A2-9
24	令17条	駐車場	車椅子使用者用駐車施設 (共同住宅)	共同住宅に居住者のみが利用する駐車場を設置する場合、車椅子使用者用駐車施設は必要か。	区画毎に使用者を特定している駐車場を除き、多数の者が利用する共用の駐車場を設ける場合には、一以上の車椅子使用者用駐車施設の設置を要する。 また、併せて、標識(政令第19条)、案内設備(政令第20条)の設置を要する	Q1-5 A1-5
24	令18条	移動等円滑化経路	利用居室 (共同住宅)	居住者のみが利用する集會室は利用居室に該当するの か	居住者用であっても多数の者が利用する集會室は「利用居室」に該当する なお、道等から利用居室までの経路は移動等円滑化経路として整備が必要となる (令18条第1項第1号、令23条読替規定あり)	2
25				共同住宅又は寄宿舎の移動等円滑化経路について、各住戸に至るまでの共用廊下等 やEVの経路は整備対象となるのか。	共同住宅又は寄宿舎の各住戸は利用居室に該当しないため、各住戸までの経路は移動 等円滑化経路とはならない。 ただし、多数の者が利用する集會室等は利用居室として扱うため、当該集會室等までの 経路は移動等円滑化経路となる。	Q1-6 A1-6
26			廊下等	物販店の売り場や飲食店の客席などにおいて、商品陳列棚間の通路や客席間の通路に ついては、移動等円滑化経路を構成する廊下等の基準が適用されるか。	百貨店等の主な通路は廊下と見なすが、小規模な物販店や飲食店等については、売り 場や飲食店の客席部分そのものを利用居室と考えるため、利用居室内の通路について は、廊下等としては取り扱わない。 ただし、車いす使用者の移動等に配慮し、「廊下等」の基準に準じた計画とすることが 望ましい。	Q2-10 A2-10
27			傾斜路	階段に代わる傾斜路に手すりを設けた場合の有効幅員は、階段と同様に手すりの幅10c mを限度としないものとみなし、算定してよいか。 階段に併設する傾斜路とはどのようなものが該当するの か	傾斜路の有効幅員は手すりの内側で測定する。 階段は歩行者が通行する。傾斜路は廊下と同様に車椅子も通行することから、廊下等 と同様に扱うことが合理的である。 【参考】設計標準P2-49、P2-87(令和3年3月版)において、傾斜路の幅員は手すり内々 寸法で示されている。	Q2-11 A2-11
28			エレベーター	政令18条第2項第6号により国土交通大臣が定める構造の昇降機は、かごつきの昇降機 でなければならないか。階段に取り付ける斜行型昇降機の椅子式の仕様は認められる か。	椅子式は不可である。 (H18.12.15 国交省告示第1492号)	Q2-13 A2-13
29			地形の特殊性	傾斜地に立地する老人ホームで、移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路について は、政令第18条第3項に基づき地形の特殊性により車寄せから出入口の経路が認めら れる場合、車いす使用者以外の入居者の外出時等にあっても、避難時を除き必ず車寄 せから道まで車で移動するという場合、道から車寄せまでは、敷地内通路には該当しな い者として、政令16条の一般基準を適用しなくてもよいか。	政令16条は、敷地内通路の規定であり、立地条件にかかわらず、適合させる必要がある。 18条3項はあくまでも政令18条(移動等円滑化経路を構成する敷地内通路)についての 読替え規定である。	Q2-8 A2-8

30	令19条	標識	-	出入口から見通しのきく場所に移動等円滑化経路を構成するエレベーターがある場合、令20条第1項ただし書きの案内設備と同様にエレベーターを示す標識を省略することは可能か。	出入口からエレベーターが容易に視認できても令19条の標識は必要である。 令19条はエレベーター、便所等の個別表示要求であり、容易に視認できても令20条の案内設備の規定は準用できない。	Q2-14 A2-14
31	令20条	案内設備	増築	増築部分に移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、便所等を設ける場合、既存の案内設備にエレベーター、便所等の配置を表示すれば、増築部分にあらためて案内設備の設置は不要か。	既存の案内設備に増築部分の内容を加えた案内設備とすることは可能である。	Q1-2 A1-2
32			案内所 (レジカウンター)	物販店舗(コンビニエンスストアを含む)のレジカウンターは令20条3項の案内所とみなすことはできるか。	レジカウンターから外部からの利用者を容易に視認でき、かつ、常時人がいる場合は案内所とみなすことができる。	Q2-15 A2-15
33			案内所 (受付、事務室)	学校、保健所、保育所の受付や事務室は案内所とみなせるか	常時職員等が滞っており、訪問者に随時対応可能な窓口が設けられている場合は案内所とみなすことができる	6
34	令21条	案内設備までの経路	視覚障害者移動等円滑化経路	建物内に移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設がない場合、令20条第2項に基づく案内設備又は第3項の案内所の設置は不要となるが、この場合、令21条も適用されないのか。	適用されない。	Q2-16 A2-16
35			視覚障害者を誘導する設備 (ガソリンスタンド)	案内設備までの経路として、視覚障害者を誘導する設備はどのような取扱いか。	視覚障害者を誘導する設備については、原則としてH18告示第1497号第4に規定する「主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの」と同等に扱う。	Q1-4 A1-4
36	-	その他	-	バリアフリー条例の対象となった建築物は、条例で付加された移動等円滑化基準を満足すればよいのか	バリアフリー法施行令第10条に定める「建築物移動等円滑化基準」と条例で付加された基準に適合させなければならない	13
37	(条例16条)		福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくり条例に基づく届け出も、別途提出する必要があるのか	必要である	7